

介護施設などを利用する際の費用負担を軽減する制度 介護保険負担限度額認定証申請のお知らせ

問い合わせ 介護高齢課介護保険室 ☎75-8936

記事 ID 0054307

対象者

介護保険サービスを利用している市民税非課税世帯で預貯金などの金額が基準額以下の人

軽減の対象となる費用

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設など）サービス・ショートステイ利用時の食費と居住費（滞在費）

※デイサービスやその他サービスを利用した際の費用は対象となりません

※軽減額は対象者の収入や利用する施設の居室により異なりますので、お問い合わせください

申し込み先

介護高齢課介護保険室または各支所地域振興課地域福祉室

認定を受けるには

軽減の対象者として認定を受ける必要があります。介護保険被保険者証、預貯金通帳などの申請日直近2カ月以内の残高が確認できる書類（配偶者がいる人は配偶者名義の書類も必要）、マイナンバーカードまたは通知カードを持参し、手続きしてください。

軽減の対象者には「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、サービスを受ける施設に提示してください。

認定証の有効期間と更新手続き

認定証の有効期間は、申請月の初日から申請後に到来する7月31日までとなります。8月以降、引き続き介護施設などを利用する際の費用負担の軽減認定を受けるには、更新の手続きが必要となります。なお、令和5年7月31日まで認定されている人には、6月中旬に更新申請の案内を送付しています。

8月1日から使える新しい認定証は7月下旬に送付します。なお、介護保険施設に入所している人には、直接施設に送付する場合があります。

一定の行為を行う際には事前に手続きが必要です 自然公園法・新潟県立自然公園条例について

問い合わせ 都市計画課都市政策室 ☎75-8946、観光課観光交流室 ☎75-8943

記事 ID 0001919

市には自然公園として指定されている「磐梯朝日国立公園」「瀬波笹川流れ粟島県立自然公園」があります。この区域内では、素晴らしい景観を後世に引き継ぐために、法律や条例で行為が規制されています。

次の行為を行う際には事前に申請が必要で、行為の内容にも制限があります。

- 建物の新築
- 増改築（常設、仮設を問いません）
- 広告物の設置
- 木竹の伐採
- 高山植物などの採取
- 植物の植栽
- 鉱物や土石の採取
- 動物の捕獲や放出
- 土地の形状変更 など



※特に「瀬波笹川流れ粟島県立自然公園」は、住宅地などに隣接しているため、本人の知らないうちに、砂の採取や看板の設置など、規制に違反してしまうことがあります。詳しい区域や不明な点は市にご相談ください

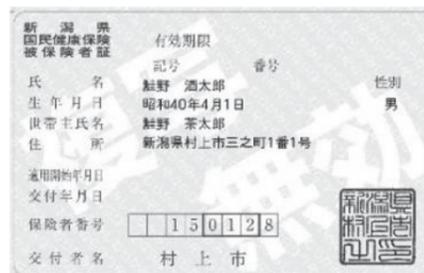
届いたら必ず内容の確認を 国民健康保険と後期高齢者医療制度の 新保険証を送付します



国民健康保険

問い合わせ 保健医療課国保室 ☎75-8931

記事 ID 0054484



国民健康保険の新保険証は「空色」です

新保険証を世帯主に郵送します

8月1日(火)から使用できる新しい保険証（空色）を、7月下旬に世帯主宛てに郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、届いた保険証の記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。

また、住所と別の場所に保険証などの送付を希望する場合は、「送付先変更届」の提出が必要です。本人確認書類（運転免許証など）を持参の上、7月10日(月)までに手続きをしてください。

また、保健医療課や支所の窓口または簡易書留郵便での受け取りを希望する場合についても、7月10日(月)までにご連絡ください。

なお、有効期限が切れた保険証は、はさみで細かく裁断し、各自で破棄してください。

後期高齢者医療制度

問い合わせ 保健医療課国保室 ☎75-8931

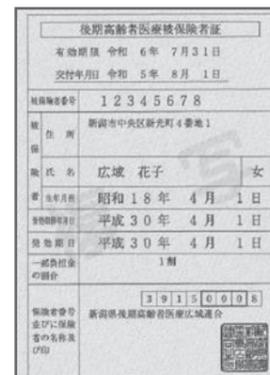
記事 ID 0054446

新保険証を被保険者ごとに郵送します

8月1日(火)から使用できる新しい保険証（ベージュ色）を、7月下旬に被保険者ごとに郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、届いた保険証の記載事項に誤りがある場合は、ご連絡ください。

また、保健医療課や支所の窓口または簡易書留郵便での受け取りを希望する場合は、7月10日(月)までにご連絡ください。

なお、有効期限が切れた保険証は、はさみで細かく裁断し、各自で破棄してください。



「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

入院や外来で自己負担額の軽減を受けることができる認定証です。

令和5年4月以降、マイナポータルでマイナンバーカードを保険証として利用する登録を行い、自己負担額の確認について同意した人は、医療機関などで自己負担額を確認できるようになったため、認定証の更新や申請は不要になりました。

保険証で医療機関などを受診して、自己負担額の確認について同意した場合も同様です。

ただし、次の場合は更新や申請が必要です。

- ①オンライン資格確認システムが導入されていない医療機関などを受診する場合
- ②市民税非課税世帯で、申請月以前12カ月の間に90日を超える長期の入院をしている場合
※所得金額により、該当にならない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください

申請窓口および問い合わせ先

保健医療課国保室または各支所地域振興課地域福祉室

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

市民税非課税世帯で「限度額適用・標準負担額減額認定証」(薄緑色)または現役並み所得世帯で「限度額適用認定証」(紫色)の交付を受けていて、8月以降も交付対象となる人には、8月1日(火)から使用できる新しい認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は有効期限などを確認し、間違いのないよう注意してください。

後期高齢者医療制度の新保険証は「ベージュ色」です